

富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書

平成30年11月22日

富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会

1. はじめに

平成16年に施行した富士見市自治基本条例は、第28条「条例の見直し」において、条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする、と定めている。

富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会（以下、庁内委員会という）は、この条文に基づき、これまでに2回の見直し作業の取組みを行い、「富士見市自治基本条例の見直しに関する報告書」としてまとめている。

（1）平成20年度見直しの結論

課題は残すものの現時点では条例改正するまでの事案は見当たらない。

（2）平成25年度見直しの結論

自治の確立に向けた理念と市政運営の基本的事項が適切に表現されていることから、条例自体の修正及び変更の必要はない。

前回から5年目にあたる今年度において、3回目の見直し作業に取組み、その検討結果を報告するものである。

2. 協議検討の経緯

庁内委員会では、見直し作業の観点として、次の3点から検証することとした。

- （1）現行の条文の施策が機能しているか
- （2）制定後、社会変化に伴い新たな施策を盛り込む必要はないか
- （3）条例の構成上、標記等の不備はないか

特に、「現状の条文の施策が機能しているか」の点では、自治基本条例に関する現在の富士見市の取組み及び運用を確認し、課題を整理・反映させるよう、条文だけではなく解説についても照らし合わせて検証を行った。協議は、平成30年5月から11月までの間、5回の会議を開催した。

3. 見直しに関する見解

市民で構成された組織「富士見市市民参加及び協働推進委員会」において、「富士見市自治基本条例の見直しに関する提言書」がまとめられ、条例については、市民参加・協働

を基調とした基本的理念について適切に表現されていることから、修正及び変更の必要はないが、解説については、市民へ向けて、よりわかりやすく周知・啓発していくため、修正を加える必要があると結論づけられた。

庁内委員会では、条例の基本的理念によるまちづくりを進めるために、どのような条例構成や表現を用いたらよいかに視点をおき、協議を進めた。議論の結果、条文については、市民参加・協働のまちづくりを推進していくうえで適切に表現されており、現時点においては、修正、変更の必要はないという結論となった。一方で、条例の解説については、市民や市、市議会に向けて、条文の趣旨をより明確に表現し、周知・啓発していくため、適切な表現への修正や具体的な市の取組みの記載などを加える必要性が確認され、改善点について、以下の点が挙げられた。

(1) 第2条「定義」

市民に定義される法人その他の団体の明確化

(2) 第6条「市民の権利」

権利の主体である市民には、年齢や性別、国籍、心身の状況等に関わらず、すべての市民が含まれ、権利を有することの明確化

(3) 第11条「市職員の責務」

市職員に求められるコーディネーターやサポーターとしての役割の明記

(4) 第14条「審議会等への参加」

審議会等における解説の整理

(5) 第15条「市民参加及び協働の推進」

趣旨の明確化

(6) 第17条「自主的なまちづくり活動の推進」

市で取り組んでいる協働によるまちづくり講座（出前講座）への職員派遣や市民活動補償制度導入の明記

(7) 第20条「説明責任」

趣旨にそぐわない運用のポイントの削除

両委員会の結論は、条例修正の必要はないが、解説書の改善が必要であるという意見で一致した。

現在、富士見市では、審議会やパブリックコメント等で幅広い市民の意見を取り入れ、様々な形態で市民と協働で事業に取り組む事で、市民参加・協働による市政運営に努めてきた。しかし、本市が目指すまちづくりは、市民一人ひとりの自主的な活動が広範に展開され、市民と行政が一丸となって取り組んでいくことが必要であることから、今後の社会情勢を見極め、市民参加・協働のまちづくりについて引き続き協議、検討していくべきと考える。

○富士見市市民参加及び協働推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号。以下「条例」という。）に基づく市民参加及び協働のまちづくりを推進するため、市民参加及び協働推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、市民参加及び協働のまちづくりの推進に必要な事項の検討及び調整に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会は、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会の指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自治振興部協働推進課において処理する。

(平19年3月27日・平23年3月31日・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月29日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（平成23年3月31日・全改）

委員会の構成

委員	総務部	1人	それぞれの部、室等の副部長又は課長の職（これらの職に相当する職を含む。）にある者
	総合政策部	1人	
	自治振興部	1人	
	市民生活部	1人	
	子ども未来部	1人	
	健康福祉部	1人	
	まちづくり推進部	1人	
	建設部（水道課を含む。）	1人	
	出納室、議会事務局及び監査委員事務局	1人	
	教育委員会	1人	

○平成30年度 庁内委員会委員名簿

所属	役職	氏名	備考
総務部	職員課長	高橋 哲広	
総合政策部	契約検査課長	谷合 正史	副委員長
自治振興部	副部長兼協働推進課長 事務取扱	古寺 優一	委員長
市民生活部	税務課長	深迫 国宏	
子ども未来部	みずほ学園長	朝倉 朋栄	
健康福祉部	福祉課長	新井 益雄	
農業委員会事務局	事務局長	嶋田 幹雄	
建設部	水道課長	横山 博	
議会事務局	事務局長	本多 忠嗣	
教育委員会	生涯学習課長	鳥海 謙一	

（事務局：協働推進課）

○庁内委員会開催状況

	開催日	内容
第1回	平成30年5月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 富士見市協働事業提案制度について (3) 富士見市自治基本条例の見直しについて (4) 平成29年度審議会設置状況調査結果報告 (5) 平成29年度市民参加・協働に関する取り組み調査結果報告 (6) 平成30年度公募委員募集・パブリックコメント実施予定報告
第2回	平成30年6月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平成29年度審議会等の開催状況・パブリックコメント実施状況調査報告 (2) 協働事業提案制度平成29年度実施協働事業の評価について (3) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・協議(前文、第1条～第11条)
第3回	平成30年7月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・協議(第12条～第29条)
第4回	平成30年10月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市協働事業提案制度について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・意見の整理、まとめ
第5回	平成30年11月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 富士見市協働事業提案制度 市民提案型協働事業プレゼンテーションによる選考について (2) 富士見市自治基本条例の見直しについて ・自治基本条例の見直しに関する報告書(案)について (3) 審議会等設置状況調査報告